

## 九州における均等名体制の成立と性格

工藤 敬一

【要約】本稿は、九州における百姓名体制、ことに均等名体制の構造と性格を、たんに在家の進化の問題としてではなく、それぞれの政治的条件のなかで総合的に理解しようとしたものである。したがってその素材には断片的史料をさげ、その前後の情勢をかなり推測しうるだけの関連史料があり、しかもそれぞれに特異性をもつ、筑後国水田荘・豊後国田染荘・豊前国岩崎荘（および豊後國小野荘）の三つの場合をとりあげた。そしてそれらの均等名体制の性格のなかには、先進地帯の十二世紀段階における百姓名体制の成立、南北朝期の興福寺や高野山の膝下所領にみられることき支配の再編成、この二つの課題を併せたものがあつたこと、それはあくまで荘園支配の完成ではなく、再編成として成立したものであつたことを明らかにした。史料 四九卷二号 一九六六年三月

## はじめに

本稿の目的は、九州地方における百姓名、とくに均等名体制の成立とその歴史的意義を明らかにすることである。

九州における中世の農村構造の研究は、これまで主として「在家」の存在形態ないしその進化の問題としてとりあつかわれてきた。それは平安末から鎌倉期を通じて、農民の一般的存在形態が、「在家」として史料にあらわれる以上当然の視角であり、かかる視角から多くのすぐれた研

究が生れている<sup>①</sup>。私ものちにもふれるように、これが農民の土地所有の形成、農奴制の成立を究明する基本的な視角であることを信じてうたがわれない。しかしながら研究の現状は、以上のような事情から（実はその不充分さによるものだが）、鎌倉期を中心とする在家の制度的・実態的研究はかなり進んだが、九州の場合主として鎌倉末から南北朝期に成立してくる百姓名体制については、在家の進化という観点からのみ照明があらわれているだけで、その体制の成立の歴史の意味づけを総合的におこなった研究はほとんど見あ

たらない。もっとも南九州において顕著に見られる門体制については、薩摩国入来院を中心に最近多くのすぐれた研究が発表されている。<sup>②</sup> それ自体、中世後期の九州地方の本格的な社会経済史的研究の出發を意味するものとして、まことに慶ぶべきことであるが、門体制は日本全体から見た場合、あまりにも特殊な支配体制であり、そこからただちに全国的な動向と、九州地方のそれを対比、ないし関連づけて理解することはかなり無理があり困難である。そのためにはより普遍性をもつ百姓名体制に焦点をすえ、その全構造をそれ自体に即して、在家の進化の結果としてのみ見るのではなく、より総合的に分析してみることが必要であると思うのである。

ところで百姓名体制の成立は、先進地域においては十二世紀段階の特徵的現象であり、その解体ないし再編成が南北朝期の現象であることからみて、鎌倉末から南北朝期に成立する九州地方の百姓名体制の意義は、先進地帯がこの二つの時期にもった課題と対比して明らかにされるべきことが、全国的視野の中で九州地方の位置を考えてゆく上から必要でありかつ有効であると考ええる。

十二世紀の先進地帯の百姓名一般の成立については、これまで多くの業績が積みかさねられて来たが、河音能平氏の最近の論文は、在地領主(国衙)——農民——荘園領主の相互関係において、この時期の社会構成の展開をきわめてダイナミックに把握したものととして、これらの業績の一応の総括を果している。

十二世紀の段階で、在地領主はその領主制の確立をめざして、田堵の私宅の取奪<sup>③</sup>農奴化を迫る。この脅威に対して田堵層は、根本的住人として自らの地域的村落秩序をつくりこれに対抗する。しかしそれは土地所有を奪われたところから出發せねばならなかったことにより、自立的なものとではなく、特定の権門への私的奉仕を媒介としてのみ成立しえたものであった。つまりそれは特定の上層農民のみを成員とし、大部分の農民を排除する特権的秩序であり、その意味で分裂支配の体制であった。したがって中世社会の成立は、分裂支配の克服という課題を農民に課するものであった。しかし一方、一部ではあるが農民的土地所有が、はじめて確実に実現された点において、農民の側に生産力発展の主導権がうつる端緒であり、その村落秩序

は、中世後期に実現さるべき惣百姓による純化された封建村落を形成するための橋頭堡であった。

大略以上のごとき指摘は、まさに十二世紀における百姓名体制の成立を総合的に意義づけたものである。九州における百姓名体制の成立を考えるにも、特権的秩序Ⅱ二重構造と分裂支配、農民的土地所有成立の特質などの点について十分検討してみなければならぬ。

次は均等名の問題である。均等名については主として十二・三世紀の荘園について、膝下所領において強力な荘園領主権力による均等公事取の体制として編成されたもので、荘園支配の貫徹を示すものとする渡辺澄夫氏の指摘<sup>④</sup>をまず考慮しておかねばならぬことはいうまでもない。それとともに、是非注意する必要があるのは、南北朝期の先進地域における膝下所領の再編成の問題である。それについては熱田氏の興福寺領の大和国諸荘園、および高野山領の紀伊国諸荘園についての研究がある。<sup>⑤</sup>

興福寺領の大和国諸荘では、十二世紀に土地と人間の統一的支配の体制として、いわゆる均等名体制が、公事負担Ⅱ名役奉仕を媒介として成立し（これについては渡辺氏の研

究に詳しい）、それが形式上の原則としては室町期まで維持されるが、南北朝期以降では、結局は年貢の請負関係になどなくなり、かつての人身的隷属関係は契約的關係になつてしまう。またいわゆる「免家」支配の体制で特色づけられる（ここでは名主的土地所有の実態は存在するが、土地と人間をきりはなした形で取捨体系がつくられている）紀伊国の高野山領荘園でも、南北朝期には形式的には鎌倉期の体制に返すことを目的として、下地校合による結直しと給人に対する「分田」をおこなったが、この分田は下地の経営とは全く無関係に、定免化された年貢公事の割当を意味するものであった。

以上のように、熱田氏の指摘によれば、いずれの場合も南北朝期には年貢公事の請負関係への変化、つまり身分的隷属関係から契約的關係へと移行が顕著な特質となつているのであるが、同時代に百姓名体制を成立せしめる九州地方の場合、それがかかる要因とはたして無関係であつたかいなか、やはり検討を要する課題である。

私は、以上のごとき、先進地帯が平安末〜鎌倉初期と南北朝期の二つの時点で直面した課題とその解決を、九州の

場合南北朝期に集中的に果したのではなかったか、という予測を抱いている。以下具体的な事例について検討を加えていくが、その歴史料的に恵まれ、しかも夫々に特色をもち性格をことにする筑後国水田荘南島村・豊後国田染荘系永名・豊前国岩崎荘(付豊後国小野荘)の三つのケースについて検討し、九州における均等名体制の諸形態とその特質を明らかにしてみたい。

- ① 永原慶二「在家の歴史的性格とその進化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収)・豊田武「初期封建制下の農村」(見玉幸多編『日本社会史の研究』所収)以下在家に関する研究は多い。
- ② 佐川弘「中世入来院領における在地構造の変質」(『史学雑誌』七三編四・六号)・上杉允彦「門割制度成立の前提」(『史観』六九冊)・北島万次「門体制の構造と領主制」(『歴史学研究』二九四号)など。
- ③ 「中世社会成立期の農民問題」(『日本史研究』七一号)。
- ④ 「畿内庄園の基礎構造」。
- ⑤ 「室町時代の興福寺領荘園について」(『史料』四四卷三三号)、「室町時代の高野山領荘園について」(『ヒストリア』二四号)。

## 一 筑後国水田荘南島村

本荘は今日の福岡県筑後市水田地区にあった大宰府安楽寺領の荘園であり、矢部川の形成する広い扇状地の末端に位置する肥沃な水田地帯である。その起源は不明だが、建

長二(一二五〇)年には、安楽寺修理別当大鳥居信全の「先祖相伝所帯屋敷名田等」の中に、「北水田御庄内、庄司職・北島屋敷并在家田島等」がふくまれているから、これ以前に安楽寺領となっていたはずである。領家は京都の菅原氏(氏長者)であったが、直接荘園の経営に当たったのは、その一族で安楽寺留守職の大鳥居氏であった。本来は水田本村(南島)・北島・下牟田(福島)の三村よりなり、うち水田は約二百町であったといわれる。<sup>②</sup>

本荘の百姓名体制の構造を示すのは、後欠で年紀不詳の水田荘南島村名田在家雑免坪付と、末尾に「文安五年つちのへたつ書之」の記載をもつ前欠の(B)田地坪付である。<sup>③</sup>両者は内容からみて時期的には若干のへだたりがあると思われるが、いずれも水田本村(南島)に関するものである。ともに欠除部分があるため、その全ぼうを知りえないのは遺憾であるが、両者を総合勘案することによって大略のところはうかがうことができる。(A)は事書にあるように「南島村百姓十八ヶ名同小在家三十一雑免等田地」の坪付であるが、残存部分は十一名分の坪付だけである。一方(B)は、名田部分雑免部分をこみにして一応字地域順に書き上げた

第一表

		(B)		(A)				備考
		田数	丁数	筆数	所当	料・屋敷銭	備	
1	石丸名	2.8.2	丁反丈 2.8.4	7	石斗升合 6.8.8.1	824文	付上1石5斗 (1升3合入増納)	
2	弥王丸名	2.7.0	2.7.1	6	8.1.4.1	824	同上	
3	鬼丸名	2.5.3	2.5.3	6	6.8.1.7	824	同上	
4	得丸名	2.6.0	2.6.0	8	6.0.7.9	900	同上	
5	黒丸名	2.6.3中	2.6.3中	9	6.2.6.0	632	同上	
6	綿丸名	2.6.中	2.6.中	7	8.4.5.0	824	同上	
7	米丸名	2.3.4	2.5.2	11	4.4.9.3	824	同上	
8	用丸名	2.4.0	2.5.0	10	5.7.1.4	824		
9	四郎丸名	2.5.中	2.4.2	13	5.5.5.8	824		
10	犬王丸名	2.3.1						
11	三郎丸名	2.3.0						
12	今太郎丸名	2.8.2						
13	小二郎丸名	2.2.2						
14	大太郎丸名	2.6.0						
15	二郎丸名	2.2.4						
16	三郎二郎丸名	2.2.3中						
17	四郎丸名	2.4.3						
18	角二郎丸名	2.4.0	2.4.中	9	?	824		
	※	※	2.4.0	14	5.6.2.9	824		
	小計	45.0.3						

※二郎丸は(B)にも坪付部分にはあるが、末尾の18名にはふくまれていない。

〔註〕(A)文書の前欠部分を除く坪付による田数合計は32町4反半で、内名田外は9町6反2、丈その内代官分2町5反4丈。

坪付で、残存部分はその後半であり、そのあとに文安当時の荘務担当者である大鳥居信頭の署判を中にはさむ形で十八名の田数が記されており、これによって名田部分については名の名前とその広さを知ることが出来る。

(A)の事書によって南島村の田地は十八の百姓名分と雑免田よりなっており、在家は十八の名主在家と三十の小在家があったことがわかる。名田部分について表示したのが第一表である。このように(B)によれば、十八名は二町五反内外のほど均等な面積を有しており、その総計は四十五町三丈である。(A)の判明分とは面積に若干の出入があり、さらに二郎丸名は表に註記したように(B)の十八名にははいっていないから、(A)・(B)の間には若干の年代の開きがあるものと思われる。(A)には事書につづいて「任古帳注文」と記されているから、(A)の方がより本来的な状況を示すものかもしれない。雑免部分の広さはわからないが、(B)の坪付部分は南島村のある地域から順次に一筆一筆書きあげていったものと考えられるので、残存部分で確認される名田と名

田以外の部分の比率を、南島全体におしひろげてみてもそれほど大きな誤りはないと思われる。もしそのような判断が許されるならば、雑免田はほぼ十五町内外となり、名田と雑免田の比率は三対一程度の見当になる。十五町を三十の小在家にかりに均分するとすれば、小在家の平均請作高は五反となるわけで、小在家が名田部分の請作をも行なっていたことを考慮に入れても、その保有面積において、名主と小在家との間にはかなりの隔絶があり、これまで鎌倉期の太良荘の名主と一色田作人等についていわれて来たような、荘園村落の二重構造<sup>⑤</sup>をここでも指摘できるわけである。

ところでこのような二重構造の名体制としての固定化は、いつ頃にはじまるものであろうか。「古帳注文」に任せて書かれた(A)の内容が、文安五年からさほどさかのぼらないとしても、百姓名体制自体の成立は、さらにさかのぼるかもしれないのである。すくなくともそれが南北朝にさかのぼることは次のことから明白である。至徳二(一三八五)年一月、水田本村(南島)の百姓である石丸と鬼丸が、神要物を犯用し、放火逐電するという事件が起っている<sup>⑥</sup>。

この石丸・鬼丸の二人の百姓が十八名中の石丸名・鬼丸名と関係があることは疑いないであろう。そしてこの二人は「神要物犯用」という重科で逮捕されたのであるから、この事件以降に二人の名をとって名が結成されたとは考えられない。したがって名の成立はそれ以前にさかのぼるはずである。神要物の犯用というようなことも、名主として小単位の年貢取責任者であってはじめてなしたことであったと思われる。またそれよりさき永徳元(一三八一)年の文書<sup>⑦</sup>には「黒丸屋敷」<sup>⑧</sup>が、永徳三年の文書には「弥丸名」が見えている。これらのことから見て、南島村の名体制が南北朝ないしはそれ以前に実在していた農民の名<sup>な</sup>を付して成立したものであることは明らかであろう。鎌倉中期建長年間に確認される伊賀国黒田荘の六十六名体制が、平安末に現存した農民の名<sup>な</sup>を付したものであったのと同様の関係である<sup>⑨</sup>。

もとより、この体制も時間の経過とともに実質的には変化していったはずである。(A)と(B)のズレもそれを示すものである。しかしながら重要なことは、かかる体制が形式上の原則をなしていたことである。前記の事件により石丸と

鬼丸は隣荘に逐電し追捕を受けており、彼自身がそれ以後も名主としての地位を保持したとは考え難く、名主職は実質上は他の農民に移ったはずである。それにもかかわらず石丸名・鬼丸名はその後も依然存続するのである。この体制はまさに先進地帯において十二世紀の段階に成立するいわゆる旧名体制と同様、荘園支配上の基準となるものであったのである。そこにこの十八名体制成立の重要性がある。

ところでこの体制が、一応荘園村落の二重構造の制度的表現と解されることはさきにふれたが、それは名田の均等性からいって自然な分解の姿をそのまま示すものではないと思われる。

第一表から知られるように、(A)の十一名には夫々「地新」が記されており、その額は得丸・黒丸の兩名が夫々九〇〇文・六三二文であるほかは、いずれも八二四文である。地新は名によっては「屋敷銭」ともいわれているから(第一表参照、本来その先行形態は在家役であったと考えられる。名田の所当額は夫々まちまちであるから、均等名編成の基本にあるものは在家公事の均等性であったはずである。そうして十八名以外が「小在家三十」といわれているのであ

るから、十八名の名主の在家は、本在家または大在家に相当するものであろう。つまり田地に対する農民的所有権が未確立であった平安末・鎌倉初期の段階で、基本的位置を占めていた在家役収取の体制が、ある特定の条件のもとで、伝統的本在家層を田地と結びつけることによって、均等名体制へと再編成されたものとせねばならない。この体制が荘園経営の再編成の結果であることは、荘園経営の中核である勸農のためにはずの井新田が、名田部分にも難免田部分にもふくまれており、「井新田」という呼称が事実上地名化していることから知られる<sup>⑩</sup>。すなわち、もはや井新田が荘園経営の一環として存在するような段階ではないのである。その意味で荘園経営上からいえば、この体制はその形態的類似性にもかかわらず、先進地帯の十二世紀の旧名体制の成立と同日に論じつくせるものではない。

それではこれはどのような歴史的条件のもとで、どのような目的をもって編成されたのであろうか。一般的にいて在家役収取の体制よりも、名別賦課をより適当とするだけの田地生産力の発達、および在家と田地との結びつきの強化があったことは当然想定しようところであるが、十八

名の編成が均等公事収取体制としてある程度の作為性をふくむとはいえ、農民の名を付し、二町五反内外というほぼ当時の安定的経営に適合する規模とされたことは、その前提として、それにふさわしい農民経営が存在したものと考えるべきであろう。(A)で確認できる十一名の筆数は六筆から十一筆であり、地域的にも散在性を示して、決してある方向からほぼ均等面積となるようにして名田としてまとめあげたものではない。むしろ田地の散在性は、逆に名主経営の労働編成上ふさわしい方を示していると解される。このように名体制が、有力農民の現実の経営を前提として、それに若干の作為を加えて編成された背景には、当然これまでの研究でも多く指摘されているように、鎌倉中期以降明確化して来た有力在家（本在家）の田地との結合の強化、すなわち農民的土地所有の成立があったはずである。しかも前述のように全耕地の約四分三が名田化したとすれば、これは決してほまち田などの新開田に限られるものではない。またその散在性が示しているように、決して「在家付田」として確保したものでもない（勿論「在家付田」がテコになったことを否定するものではない）。それは明らかに

彼等がかつては請作をしていた本田部分の所有でなければならぬ。

このような土地所有と経営を実現していた名主層は、当然かなり有力な農民であったと考えられる。前述の至徳年間に神要物を犯用し逐電した石丸と鬼丸は、神要物すなわち大宰府天満宮のための用途を犯用することの可能な位置にあった。つまり小規模な年貢収納責任者Ⅱ小荘官的地位にあったものと思われる。またこの事件で重要なことは、彼等が放火逐電し、隣荘の熊野社領広河荘若菜村（筑後市若菜）の住人正覚入道や、三潞郡の酒見千手院領八江牟田（今日の八町牟田カ）住人の木松大夫・大夫太郎等のもとで、妻子資財ともかくまわれていることである。彼等の世界は決して荘園村落内に限られるのではなく、荘をこえて隣接の矢部川扇状地の諸荘園との間により広い連帯性をつくっていたのである。それが荘園村落の立地条件に規定されたものであることはいまでもないが、それとともに、名体制成立のこの時期が、南北朝期という九州地方にあっても貨幣経済がかなりの展開を見せ、地域的な交通圏がつくり上げられる段階であったことによるものと思われる。さき



の名別均等公事が、地料・屋敷銭として貨幣納となることが端的にこれを示している<sup>④</sup>。公事が鎌倉時代の在役のごとく、夫役や雑多な現物でおさめられるのではなく、貨幣の定額納となっていることは、単に地代形態のちがいでなく、公事の徴収者と被徴収者との関係が、身分的なものからより契約的な色彩を強くして来たことを意味するといえよう。このことは領家に対する年貢が、請切りの貨幣納となっていく状況に対応している。水田莊南島・下牟田・筑前国重久名に関しては、応永十九（一四二二）年に、「毎年京著拾貫文」を「不謂旱水損」沙汰することが契約されている<sup>⑤</sup>。したがって、在地の地域的な経済的諸条件においても、十二世紀段階の先進地帯の百姓名体制のように、権門への身分的奉仕の関係を媒介としてだけでは律しえない要素をもっているものといわねばならない。

十八名体制成立のための経済的条件は以上のごとくであるとしても、十八名体制の制度化は、その対極に多数の名田の保有者たりえない小在家の存在を永続化するという意味で、明らかに政治の力によってつくり出された分裂支配の体制であった。一部の有力農民だけが事実上の土地所有

者となって来た段階で、これに若干の作為を加えて名主となし、逆にそのことによってより多数の農民的土地所有の安定的実現を阻止するという性格があったことは否定できないのであり、かかる体制を近隣の諸荘の中でもとくに水田莊のみにおいて成立せしめるには、それ相当の政治的条件がなければならぬ。それを追及することによって、さきにすくなくとも南北朝後期までさかのぼらせることのできた十八名体制の成立時点を、一層はつきりさせることができる。その点を理解するには、南北朝期の水田莊とくに南島のおかれた事情を概観しておくことが必要である。

鎌倉期の水田莊の領有形態は全くわからない。南北朝前期には大鳥居信高が、おそらく預所・下司職として実質上荘園経営の中心となっていたと思われる。彼は康永三（一三四四）年に、大鳥居卿公信哲真弟の大輔房なる者に、南島内の北牟田・大江牟田を給分として宛行っており<sup>⑥</sup>、荘園下地の管理権をもっていたことがわかる。信高のあとその子の信弁・信源が預所となったが、永和四（一三七八）年夏にいたり、信弁が預所の身でありながら、南島の田地を方々に沽却したということから、「神敵」「領家敵」とし

て改易され、代つて大島居亀松丸が、領家菅原長衡の下文をもつて南島の「預所職並下司職」に補された。<sup>⑩</sup> 同年十一月信源は亀松丸に「水田庄本村内田屋敷・同庄下牟田村」それに「飯得庄内甘木村並宰府屋敷」について避状を書き、<sup>⑪</sup> 其中で「爰乱世之間、半濟給人悉依令違乱、京進物無沙汰之間、舍兄信弁並信源、蒙領家御不審、以信弁信源分領、被補任亀松丸畢」とのべているが、これも事実であつたと思われる。亀松丸はさらに永徳元（一三八一）年には、福島についても「預所職並下司職」に補せられ（北島は小島居氏の管領であつた）、鎮西探題今川了俊もこれを安堵し、半濟給人の押妨を禁じた。<sup>⑫</sup> しかし半濟給人の押妨は止まず、加うるに「大内京兆兄弟確執」による「芸州辺之狼藉」による運送途上の事故もあり、亀松丸は、任料と年貢の無沙汰の故に間もなく改易され、池縁弁法眼信豪が撰補された。<sup>⑬</sup> 半濟給人の違乱はなお止まなかつたが、領家長衡は永徳三年五月にいたり、將軍家文道師範の故をもつて、幕府に水田庄の半濟を停止させることに成功し、南島・福島は大島居信榮に、北島は「信豪・信会跡」の安王丸に沙汰しつめた。<sup>⑭</sup> 信榮は同年七月、本村（南島）の内の北牟田鐘免田一

町を同庄内天満宮末社老松社（今日の水田天満宮）の長吉房幸喜に、<sup>⑮</sup> 応永二年には田地三反三丈を高野道場に寄進している。<sup>⑯</sup> この間多年にわたり関口掃部助・永田下総守・福島弾正忠・福島藏人・土持某・溝口太郎等の半濟給人の違乱<sup>⑰</sup>と、それに便乗した前述のごとき農民の反抗もあり、菅原家と安樂寺の莊園支配は全く困難をきわめたのであつた。以上のような情勢の中で、均等名体制の編成という劃期的事業をなしうる条件があつたのは、次の二つの時期をおいてありえないと思われる。一つは建武政権が成立し、莊園領主にとつて有利な政治的情勢がもたらされ、いまだ半濟法も施行されない段階、具体的にいえば、信高が莊務を管領していた南北朝前期であり、他の一つは、半濟適用が止められた永徳三年五月以降の一時的領家支配が回復された段階である。このうち後者は、半濟停止以前の永徳三年三月の文書に十八名の一つ「弥王丸名」の名が見えていることから成り立ちえないと判断される。とすると、前者つまり信高の段階に成立したものと考えるのが最も妥当であるろう。

『筑後国水田庄 広川荘史料』の編者（片山直義・恵良安阿氏）は、

その「はしがき」で、「室町時代初期には、下妻郡水田（南島・北島・下牟田（福島）の三村において約二百町歩余の田地があったが、留守大鳥居信高の水田移住とともに拡張され、その後三瀧郡・山門郡において約四百町歩余の田地が加えられた」と述べられている（後述のごとく大鳥居信高が水田荘経営に活躍したのは南北朝の前期であるから、「はしがき」のいう「室町時代」とは南北朝期をふくめていわれているものであろう）。信高の「水田移住」を証する資料は見出せず、両氏の論拠も不明であるが、史料の残存状況等よりみておそらく正しい指摘であろう。水田荘関係史料は、鎌倉期のものはわずかに三通で、しかもうち二通は大鳥居氏の所領注文である。これに対し南北朝期になると、とくに暦応二（一三三九）年以降その数は急増する。<sup>⑤</sup>その最初が同年四月九日の北水田蓮信和与状である（蓮信はおそらく水田荘の根本領主の系譜をひく在地領主であろう）。これは、北水田荘福島村下牟田の田地について蓮信と信高が和与したものであるが、その中に「去建武三年九月十二日、同十月十一日□將軍家御下文並左馬頭殿教書、欲被下地於蓮信沙汰□付処、自信高方依支申之」とあることよりみて、信高の水

田荘管領はすくなくとも建武年間にさかのぼるものであることがわかる。勿論これだけでは信高が水田荘に入部した史料とはならないが、すくなくとも、安樂寺領水田荘の経営が信高の時から非常に活発化したことは事実とせねばならない。爾来水田荘は、大宰府天満宮領の最重要荘園であったらしく、今日に残る天満宮文書中水田荘関係の史料は最も多い。このような点よりみて、信高の管領期は明らかに水田荘の歴史の上で、最も重要な一時期を劃するものであったことは確実とせねばならぬ。そうして十八名の均等名体制の編成こそは、まさに信高による水田荘支配の再編成の中核をなす事業ではなかったろうか。

一般的には荘園制の解体期とされる段階において、このような積極的方策を打ち出し、その後の荘園経営の規準をつくり出すことが可能であったのは、菅原家を領家とするとはいえ、事実上安樂寺の膝下所領として、菅原氏の一族である大鳥居氏が、とりわけ信高が直接在地に臨んで任務にあたったことによるものと思われる。おそらく中央における菅原長衡の半済解除のための努力に対応して、留守大鳥居氏としても水田荘経営には集中的努力を傾けたのでは

なからうか。南北朝期以降の大宰府天満宮文書中、水田荘関係史料が最も多く残っているのもそのためであると思う。またかつて老松社と呼ばれた水田天満宮（社の記録によると嘉禄二（一二二六）年菅原為長によって創建されたという）は、水田荘支配の中核をなすものであったと思われるが、その規模といい荘麗さといい、大宰府天満宮に次ぐものであることも、安楽寺領としての水田荘の重要な位置を示しているものであろう。

以上述べてきたところから、水田荘南島村の均等名体制の特質は次のごとく要約できよう。

(一) その成立は、荘園解体体の一般的情勢の中で、建武政権の成立を背景に、領家の留守職である大鳥居信高が、現地にのぞんで行なった支配体制の再編成の産物であったと思われる。したがってこれは決して荘園制の完成を意味するものではない。

(二) それは在家役收取の関係を先行形態とし、そのうちの本在家と考えられる十八人の有力農民に田地の保有をみとめることによって成立した。

(三) その保有地の均等性よりみて、名主となった農民の

現実の経営をそのまま、追認したものとはいえないが、作為制は強くなく、現実の経営が一応前提とされたと判断される。

(四) 十八人の名主と名田の保有をみとめられない三十人の小在家の間には、かなりの階層的断絶があり、この体制はかかる二重構造を制度化するものであった点、そのかぎりでは太良荘や黒田荘で典型的にみられる百姓名の成立と、共通の性格をもっているといえる。

(五) しかし、その成立が、一般に荘園支配が解体しつつあり、新名の成立が各地でみられ、貨幣経済のかなりの発展と、それに対応する農民の地域的連帯性の成長がすすんでいる十四世紀の段階において、小在家層の田地所有権の確保を妨げ、分裂支配の体制を強いるものであった点、より反動的性格をもつものとせねばならない。ただそのような状況における編成であったから、大鳥居氏と名主の間での支配関係は、身分制的関係が稀薄で、むしろ契約的色彩をふよくもつものとなった。これの点、南北朝期における興福寺の大和国諸荘園に対する支配体制の再編成とも共通するものがあるといえよう。

- ① 太宰府神社文書、建長二年六月三日大島居信全所領注文案（片山直義・恵良安編『筑後国水田荘史料——九州荘園史料叢書十一——』）以下水田荘に関する史料はすべて太宰府神社文書で、単に一号と示すのは同書の番号である。
- ② 右同書序文による。
- ③ 七一号・七二号。
- ④ 水田荘のこの体制については玉泉大梁氏が『福岡県史』（第一巻七）でふれられており、それが人為的に組み合わせたと考えられ、組合名あるいは均等名と称すべきことを指摘されている（二六七—八頁）。
- ⑤ 黒田俊雄「鎌倉時代の荘園の勸農と農民層の構成」『歴史学研究』二六一・二六二号）・大山喬平「中世社会の農民」『日本史研究』五九号）参照。
- ⑥ 至徳二年二月十三日今川了俊書下（五五・五六・五七号）。
- ⑦ 永徳元年五月廿七日領家管原御教書（二八号）。
- ⑧ 永徳三年三月廿七日今川了俊書下（四七号）。
- ⑨ 戸田芳実「黒田荘における寺領と農民」『日本史研究』三〇号）参照。
- ⑩ 七一号文書で綿丸名の中に「井新一反一丈」があり、これは七二号にも「一反一丈井れうわた丸名」として見出せる。七二号にはこのほか「五反井れう」が見られる。この「井新」「井れう」の箇所には他の坪については全て地名（田地の所在）が記されている。
- ⑪ といっても同じ南島村内であるから、それほどはなれているわけではない。主として今日の水田天満宮の西方に南島の水田は広がっているようにある。
- ⑫ 本節注⑥五五号・五七号文書。
- ⑬ 佐々本銀弥氏は、尾張や関東とともに、九州でも地方の社寺や領主層が在地の経済条件を支えられて、自己周辺の荘園所領からの代銭取取傾向が十四世紀以降顕著となったことを指摘されている（『荘園における代銭納の成立』——水原・稲垣編『中世の社会と経済』所収）。

- ⑭ 応永十九年十月五日領家御教書（六五号）。
- ⑮ 康永三年十月廿五日大島居信高宛行状（六号）。
- ⑯ 永和四年九月廿六日領家管原御教書（二六号）、同下文（二四号）。
- ⑰ 永和四年十一月九日大島居信源遊状（一九号）。
- ⑱ 永徳元年五月廿七日領家管原長衡下文（三二号）。
- ⑲ 永徳元年八月十八日今川了俊下文（三二二号）。
- ⑳ 某書状（三九号）、それはおそらく永徳二年のことであったと思われる。
- ㉑ （永徳三年）六月十八日菅原長衡書状（四八号）、永徳三年五月二日將軍家親利御教書（五〇号）
- ㉒ 永徳三年七月廿五日大島居信榮寄進状案（五一号）
- ㉓ 応永二年六月廿五日大島居信榮寄進状（六二号）
- ㉔ 康暦二年十二月十二日今川了俊書下（二三号）、永徳三年正月廿三日今川了俊書下（四四号）、永徳三年五月二日將軍家御教書（五〇号）など参照。
- ㉕ かりに前掲史料集によると、水田荘の史料は鎌倉期三通、南北朝期五十八通、室町期（応永）文明）三十三通、戦国期（長享—天正）二十一通となっている。

## 二 豊後国田染荘糸永名

田染荘は今日の豊後高田市にふくまれ、桂川支流田原川の谷合に開けた宇佐宮領の荘園であり、弘安八年当時は九十余町といわれ、糸永名はそのうち三十町であった<sup>①</sup>。問題となる史料は、康永三（一三四四）年二月の田染荘糸永名惣

帳案<sup>②</sup>である。田染荘には鎌倉期から南北朝期には、糸永名のほか光並・行成・永正・末次・恒任などの領主名がふくまれていたが、在地領主層の押妨により、夫々にかなりことなった性格をもつようになっていた。したがって田染荘全体の構造等については改めて考えることにし、ここではとりあえず糸永名のみについて、さきの惣帳案成立の前提を考えることにする。なお糸永名は、とりわけ他の領主名とはことなったりたちと性格をもっていたようであるから、一応他の諸名と切りはなして理解してさしつかえないと考える<sup>③</sup>。

十二世紀のなかば天養二(一一四五)年の六月七日の宇佐宮公文所問注申詞記には、「今始宮<sup>(次作)</sup>田等を糸永領と申事」とあり、この頃宇佐宮関係の所領として糸永の名が生まれてきたことがわかる。その後長寛三(一一六五)年五月関白家政所は、宇佐宮神官等に下文を下し、「神領田染庄内糸永名」を擬大宮司宇佐宿禰昌輔に領掌せしめているから、この頃には田染荘内の領主名として糸永名が成立していたことは明らかである。しかし鎌倉時代となり、寛元三(一二四五)年七月には、宇佐大宮司公高の切符が、田

原郡司と田染荘糸永保司に下され、宇佐宮の御炊殿年中御菜米三十六石に、田原別符と糸永保の所当米の内、夫々三十石・六石を下行するよう命ぜられている<sup>④</sup>。ここで保とあるところからみて、それはなお宇佐宮の一円所領ではなく、半不輪的性格をもっていたものと思われる。それより前建保五(一二二七)年宇佐邦輔(権惣検校)と糸永昌重が糸永名の領有について争っているが、いずれも「相伝私領」と称している<sup>⑤</sup>。おそらく昌重が長寛の文書に登場した昌輔の系譜をひくものとして、私領主としての権限をもっていたものと思われる。

一方糸永名の地頭には、文永十一(一二七四)年肥前国御家人の曾根崎慶増が補せられ、道慶(通孝)・道西(通定)と相伝されたが、道西の時には同荘内の重安名を糸永名内にとりこもうとして、神主忠基との間に相論を行なっている<sup>⑥</sup>。その後嘉暦四(一三三九)年七月には、大友氏の一族で隣郷田原郷の地頭であった田原貞広が、糸永名三十町のうち田島五町を「親子の儀をもって」道西から譲得している<sup>⑦</sup>。さらにそれから問もなくと思われる貞広の契状(後欠)によれば、「糸永名内曾根崎入道道西知行半分」を譲得したと

第二表

門 (齒)	田	用 作	畠	公 事
三郎丸	1町8反	1反10代	5反	門布2切(200文)藍1束(100文)大豆3斗
□匠	〃	〃	5	〃
□匠	1 7	〃	3	〃
太郎丸	〃	〃	3	〃
太井本	〃	〃	2	〃
井野	〃	〃	5	〃
日や	〃	〃	3	〃
□かち	〃	〃	6	〃
中山そ	〃	〃	6	〃
□かち	〃	〃	5	〃
□かち	〃	〃	3	〃
□城	〃	〃	3	〃
さき	〃	〃	5	〃
計	24町	1町6反40代	5町7反	4貫200文、4石2斗
重安下作治部 四郎入道妻女	3町	〔註〕 (1) 門(齒)分の田の中、3町9反30代は寺社免田とされている。 (2) 田畠とも毛により毎年検注が行なわれる。		
篠原道玄	1			
孫六神(高山免)	1			
露寺院	1			

ある。<sup>⑩</sup>そうして、問題の康永三年の惣帳案では糸永名三十町全体の注進に貞広が袖判を加えているから、この時には曾根崎氏に代り、田原氏の支配権は糸永名全体に及ぶものになっていたと考えられる。惣帳案によれば、当時の宇佐宮に対する負担は、御供米三石五斗および僅少の諸役のみであり、下地進止権は地頭職をうけついで貞広の手にあつたはずである。<sup>⑪</sup>惣帳案は貞広によってつくられたものなのである。以上のごとき糸永名の歴史的な性格を前提として、惣帳案を分析する。第二表は惣帳案からつくったものである。これについて渡辺氏は、田地が均等であること、全て居屋敷一ヶ所を有し、畠は不等であることから、これは米田を基礎とし、畠は考慮外とした畿内の均等名と同様である。地頭佃たる用作が一反十代ずつ割付けられ、門布と藍が一律に課されている点も均等名体制と酷似する、と指摘されている。<sup>⑫</sup>この指摘自体については異論をさしはさむべき余地はないが、いますこしつっこんで考えてみよう。

まず注意すべきことは、これが「一齒一所一反」という記載方法からわかるように齒(在家)が基本となり、それに均等田を割りつけることによって成立していることである。

したがってこの場合も在家体制が前提となつてゐることは明らかである。均等賦課されてゐる門布・藍・大豆などは、畠面積が夫々異なるのだから明らかに本来在家役であつたものと思われる。その点水田荘の場合と同様であるが、水田荘の場合それが地料＝屋敷錢一本となつてゐるのに対し、ここでは門布・藍・大豆という畠作・手工業生産物が賦課されてゐる点で、より古い(本来的な)形態を示しているといえよう。しかしこの場合も門布と藍は實際は代錢納されてゐるのであり、やはりこの体制は一定の商品經濟の展開(＝地頭の自給的家産經濟の解体)の中で編成されたものであつたことは明らかである。

次に田地保有の面についていえば、ここでは十四の均等田は二ヶ所が一町八反、他はすべて一町七反となつて、著るしい作為性が読とられる。おそらく糸永名の水田三十町の中からまず五分四に当る二十四町をとり、これを十四に反を単位に分けたものであろう。その点水田荘の場合より、領主権力が農民的土地所有權に対して相対的に強力であるといえる。均等田を保有した藪が名と呼ばれないことも、このことと無關係ではあるまい。とはいへこのような

体制すなわち在家と田地を結合し、一応固定的な取單位とすることを有利とする条件として、当然農民的土地所有權の一定度の成熟がなければならぬ。地頭佃が均等面積ずつ夫々に割りつけられてゐることも、そのような状態に対応するものであることはいふまでもない。

糸永名の編成が水田荘の場合とことなる最大の点は、これが地頭の取單体制として作られたものだといふことである。鎌倉末には田染荘内のどの名でも地頭の押妨が相次ぎ、正和元年の神領興業法および建武政權の成立によつて、それは一旦は禁じられたものの、その効果はほとんど實を結ばず、地頭は次第に下地進止權を確實なものとしていつた<sup>⑩</sup>。とりわけ田原氏は、糸永名に貞広、永正・小手則・末次名に盛直・貞次父子、光並・行成名に直平というように、一族の實力による支配を通じて、宇佐宮にもその權利を認めさせていつた<sup>⑪</sup>。このような条件のもとで、惣帳案の如き糸永名の支配体制がつくられたのであつた。渡辺氏も指摘された通り、これは形式上は畿内の均等名莊園の場合ときわめて類似してゐる。それにもかかわらず、これが在地領主の下地管理の實態であつたところに、これを成立せしめた



段階の特質として、膝下所領における荘園制的支配と在地領主制的支配との同質化をみなければならぬ。均等名体制という本来荘園制的支配形態は、ここでは在地領主の支配体制として採用されたのである。

以上によって、糸永名の均等田体制の特色は次の諸点となる。

(一) 田地の均等性（畠は不均等）、均等佃の割付、均等課役よりみて畿内荘園の均等名と酷似する。

(二) 水田荘の場合と同様、在家役取の体制が前提となり、これに均等田を割り付ける形をとっているが、ここでは「菌」とよばれ「名」とはいわれない。

(三) 田地の割付は作為性がきわめて強く、農民の土地保有権の成熟を条件とはしつつも、領主権の相対的強さがうかがわれる。

(四) 在家役の系譜をひく均等課役が、水田荘では貨幣に一本化されているのに対し、ここでは門布・藍・大豆などがみられる点より古い形を示している。ただしここでも門布・藍は代銭納となっている点、貨幣経済の進展は否定しえない。

(五) この場合の最大特色は、これが荘園領主ではなく、事実上下地進止権を確立した地頭によって、南北朝に編成された取付体制であったことである。いわば在地領主が、膝下荘園に対する荘園領主と同じような支配形態を、荘園制の解体の段階で採用したのであり、在地領主制的支配と荘園制的支配の同質化の一事例としうる。

① 弘安八年豊後國田原帳写（田北学編『編年大友史料—正和以前—』五九八号）。

② 永弘文書（『大分県史料』(3) 二八〇号・二八一号）。

③ 糸永名以外の名とそれに対する在地領主の押妨については、建武二年の永正名に対する田原盛直によるもの（永弘文書（二四五）二四八号）、建武四年の行成・光並名に対する田原直平によるもの（同二五一～二五五号）、末次名に対する小田原泰郷によるもの（同一一一五号）、恒任名に対する狭間左衛門入道によるもの（同一一五二号）など多くの史料が確認できる。又糸永名の特殊性についていえば、註①の豊後國田原帳で、田染郷の項には名と称するものは吉丸名と糸永名の二つしかないことから、それが他の光並・行成・永正などの諸名とことなることがわかる。

④ 永弘文書（一）三号。

⑤ 到津文書（『大分県史料』(1) 長寛三年五月 日関白藤原基実家政所下文）。

⑥ 寛元三年七月三日 大宮司宇佐公高切符案（永弘文書（一）三七号）。

⑦ 建保五年十二月廿四日 圖書允清原某等連署書案（到津文書（一）三七号）。

⑧ 弘安元年七月八日 將軍家政所下文案（菅根崎元一文書—『大分県史料』(9)一—号—五）。

⑨ 正和二年七月十二日 鎮西下知状(永弘文書一)一五四号。

⑩ 嘉曆四年七月廿五日 田原莊系永名文書案(同右二二六号)。同藤原  
田原貞広契約状案(同二二七号)、および田原貞広契約状案(後欠)(同  
二二八号)。

⑪ 渡辺澄夫氏はこれを曾根崎氏によるものとされているようである  
前掲書四二〇頁および四二九頁註(20)。しかし曾根崎道西は本文のご  
とくその所領を親子の義によって田原貞広に譲っており、曾根崎氏(助  
三郎通秀)に所領が再び預けられたのは観応三年六月のことであった  
(曾根崎文書 七号)こと、曾根崎氏も本来東国御家人であって、そ  
の地頭職はいわゆる九州の在地土家の補せられた小地頭職ではなく、  
従って貞広への譲与によって、地頭職は一時曾根崎氏の手をはなれた  
と考えられること等よりみて、これは田原貞広の収取体制を示すもの  
と考える。

⑫ 前掲書四二〇頁。

⑬ 神領興業法については川添昭二「鎮西探題と神領興業法」『社会経  
济史学』二八卷三号)に詳しい研究がある。

⑭ 本節註③参照。

### 三 豊前国岩崎荘・豊後国小野荘

いずれも宇佐宮の封戸に起源をもつ膝下の荘園で、岩崎  
荘は今日の宇佐町岩崎で封戸郷内に(宇佐郡)、小野荘は来  
繩郷(国東郡『現豊後高田市内』)にあった。岩崎荘は寄藻川  
の上流とその支流向野川にはさまれ、小野荘は桂川の流域  
でいずれも低平な水田地帯である。均等賦課体制そのもの  
を示しているのは、岩崎荘の正平二十一(一三六六)年十月

の番長永弘重輔の手になる御供田損毛注進状<sup>①</sup>である(小野  
荘も後述のごとく岩崎荘と全く同性格の荘園である)。

この文書によると岩崎荘には恒弘・貞平・弘行・末宗・  
清末・為重の六名があり、夫々は正御供米五十束Ⅱ分米二  
石七斗五升(東別五升)・厨家米五十束Ⅱ分米二石五斗(東  
別五升)・祭料九束Ⅱ分米三斗六升(東別四升)・行稻二十五  
束Ⅱ分米七斗八升(東別三升)を課せられることをたてまえ  
としていた。実際は検見によって損分は減せられたのだが、  
その際も夫々の名の作柄に応じて個々に減せられたのでな  
く、全体として一定の比率で減せられたものであった。第  
三表(A)欄は、夫々の名について夫々の負担の損・得分を記  
したものである。このように正御供米以外については、ど  
の名も損得の量は共通である。正御供米についても些少の  
出入はあるが、貞平名は収納使得分にあてられることにな  
っていたこと等(第三表※参照)から別として、他はほぼ共通  
しているといえる。(B)欄に記したのは正平十二年の検見注  
進状<sup>②</sup>に見えるところであるが、これでも各名の負担量は貞  
平名を除き大体同じ(三名は全く同じ)である。しかもその  
合計は正平十二年も(検見前弁分米とも)、二十八年も十四石

第三表

		真平名	弘行名	清末名	末宗名	為重名	恒弘名	計 取納率	
(A)	正御供米	得	10 <sup>升</sup>	240 <sup>升</sup>	240 <sup>升</sup>	240 <sup>升</sup>	240 <sup>升</sup>	230 <sup>升</sup>	1,440 <sup>升</sup>
		損	※	35	35	35	35	45	87%
	厨家米	得	185	185	185	185	185	185	1,110
		損	65	65	65	65	65	65	74%
	祭料	得	18	18	18	18	18	18	108
		損	18	18	18	18	18	18	50%
	行稲	得	17	17	17	17	17	17	102
		損	61	61	61	61	61	16	22%
	(B)	「得田」	反代 1 10	反 2	反 2	反 2	反代 1 30 ※※(1反40代カ)	反代 1 30	
		分米	110.2 <sup>升</sup>	184.4 <sup>升</sup>	184.4 <sup>升</sup>	184.4 <sup>升</sup>	164.4 <sup>升</sup>	146.2 <sup>升</sup>	974 <sup>升</sup>
米		検見前弁分米 = 480 <sup>升</sup> 974 <sup>升</sup> + 480 <sup>升</sup> = 1,454 <sup>升</sup>							

※ この項には次の註記あり

「此内取納使得分十束、但為人料之間、厨家米祭料行稲等、依損毛被減之上者、同所被減之也」。

※※ 史料(刊本)には一反卅代とあるが、おそらく一反卅代の誤記であろう。

余であり、実際の負担量においても毎年ほぼ定量化されていたことが想像される。なお正平十二年の注進状には、(B)欄に書き上げたとき「得田」と称する田積が名ごとに載せられている。しかしこれを通常の意味、つまり損田に対する得田の意味に解することは当らない。なぜなら、弘行・清末・末宗の三名の場合など、得田一反当りの負担は九斗二升以上にもなるし、他の名についてもそれと大差はなく、まして検見前の納入分四石八斗を加えるなら、平均してその負担は一反当り一石四斗にも達することになる。さらに実際には厨家米・祭料・行稲の負担があるはずだから、各名の現実の得田が、この史料の「得田」のみであったとは到底考えることができないのである。とするとこの「得田」とは、むしろその年の正御供米の量（それは年により若干の出入りがある）を、それだけの収獲をあげうる田地の面積で示したものではなかったかと想像される。

以上の点だけからみても、岩崎荘の均等名体制は、水田荘や糸永名のそれとは、かなり性格をことにするものであると思われる。第一にここでの負担が、全て神用物でしかも現米の形をとっており、畠作生産物など在家役の系統の

ものは全くないこと、第二にこれと関連して、均等名体制編成の前提として、在家支配があつたのではなく、在家とは無関係に田地のみが配分されていること、第三に糸永名の場合以上に作為性がつよく、むしろ神事用途の必要上、机上操作によってつくられた収取体制とさえ感じられること、などをひとまず指摘し、以下、岩崎荘と全く同じ性格の所領である小野荘についても併せ考えつつ、この均等名体制の特質を一層ほりさげて考えてみたい。

岩崎・小野両荘はともに「正御供田」として、毎日宇佐宮に供える正御供稲を負担する荘園であり、「御法(宝)味地」ともいわれた。中世末近くには、岩崎荘六名が大嘗会より在籠まで(八月～一月)、小野荘十二名が二月大祭から七月虫振までの間の分を出すことになっていた。<sup>④</sup>両者は多くの史料で共通して現われており、そのなりたちや性格も殆んど同一であったと考えてよい。その由緒については、後代には「兩庄事悉聖武天皇御宇、神龜・天平年中自御寄進「相定役所事」<sup>⑤</sup>などといわれているが、その荘としての初見史料は、建武四(一三三九)年に小野荘が見え、一方岩崎庄は正平十二(一三五七)年が初見である。<sup>⑦</sup>鎌倉以前に

関しては全く所見がなく、建久年間の編集になるといわれる「宇佐大鏡」<sup>⑥</sup>には勿論兩荘は見えず、弘安八(一二八五)年の豊後国田帳にも小野荘は見えない。従って荘園となつたのは鎌倉末ないし、南北朝初期と考えられる。ただそれが聖武天皇の時寄進されたといわれるのは、小野荘のあつた豊後国来繩郷も岩崎荘のあつた豊前国封戸郷も、天平(天平勝宝年間)に五十戸一郷がまとまって施入されたことに由来するものと思われる。「大鏡」では封戸郷は田數百五十町五段十、来繩郷は三百五十町で、うち来繩郷については「起請御封田六十八町、余田ハ号別作随檢注得田所当段別三斗」と注記されている。おそらく、岩崎荘はこの百五十町五段十のうちの一部、小野荘は起請御封田の一部から成立して来たものと思われる。

「永弘文書」や「到津文書」から、以下兩荘の存在形態を究明してゆこう。岩崎荘が六名からなっていたことは既述の通りであるが、小野荘は明応十(一二〇二)年当時、吉成・行成・成安・清末・かうまん・正行・為成・ひろ本・光成・二郎丸・ちか時・久次の十二名からなつていた。<sup>⑧</sup>十二名編成の存在自体はすでに正平十八年にたしかめられ

⑩。かかる岩崎荘六名・小野荘十二名という編成は天正七年当時まで変らず、また小野荘のうちの吉成名はさきふれたように建武四年の同荘の初見史料にも見えている。したがって両荘の名編成は、両荘の成立期（鎌倉末～南北朝初期）にさかのぼるものであり、それが中世を通じて、その実体はともかく、形式的には基進的な意味をもちつづけたものであったといえる。

両荘の構造や性格をもっともよく示しているのは、やや時代は下るが永正の頃のものとして推定される宇佐宮正供田条々事書案（本節註⑤）である。多くの問題をふくんでいるので煩をいとわず全文を掲げよう。

就正御供田條々

- (1) 一、両庄事、  
 忝聖武天皇御宇、神龜天平年中自御寄進、相定役所事、  
（加筆） 御供田惣司事、代々番長重職也候、  
（加筆） 一、下宮三社灯油免、永弘代々重職也、
- (2) 一、厨家別当職事、中古宮成被拘之、
- (3) 一、御供田成敗之役人、收納使重役也、
- (4) 一、名田進退之役所、部主重役候、
- (5) 一、自一名本田八段卅代立除、餘地をへ部主相拘、本田失

- (8) 地之時、以餘地之内入立候事先例也、  
 一、本田餘地共失候へ、御供田近所之田地を取、被立御  
 供田候事社例也、加御成敗、
- (9) 一、彼八段卅代事をへ、御驅士と申神人致作、御供米を社  
 納仕、其身へ当社仁致出仕候、
- (10) 一、彼八段卅代之内より、御供米之外除米、八ヶ社祭料御  
 供米在之、諸役所へ下行之、
- (11) 一、御供米之外高除之米在之、号厨家米、御神事之時、經  
 懸并寺家社家人料遣方下行米也、
- (12) 一、彼米請取役所事、則厨家別当と申、以前者本役人候、  
 中古以来宮成家より号闕所、自当時彼家仁被拘候、
- (13) 一、小野庄事、名々失地候間、任社例可被立替餘地之通、  
 対守護致愁訴候へ共、未仰付候、
- (14) 一、岩崎庄事、御分国に候て、以次失地事可被仰付、收納  
 使并部主注進上候、
- (15) 一、收納使役事、橋津掃部助惣之、
- (16) 一、部主役事、  
 心乗房・福田房・橋津掃部助、
- (17) 一、一名田近年依彼濕成武領候間、石井兵庫充給之、
- (18) 一、小野庄事、波多・高田面々被拘候、多分田原八郎方拘  
 候、

右、條々如件

九月

この条々事書の示すものは、中世末の状況であるから、そのまま南北朝期の事実を示すとはいえない点もあると思われるので、夫々の項について他の史料によって検討を加えつつ、その基本的性格を究明してゆきたい。まず(1)は兩莊の成立に關することであるが、勿論兩莊が聖武天皇の時莊として成立したわけではなく、封戸の施入のことをさしていることはさきにも述べた。(2)御供田管理者(惣司)が番長永弘家であることは、さきの正平二十一年の岩崎莊御供田損毛注進状の注進主体が、番長永弘重輔であったことをはじめ、南北朝期以来多くの史料に明らかである。番長は下宮の管理者で、正御供田の外に御菜免田を管理し、永弘氏による番長職の世襲は平安時代延久元(一〇六九)年にさかのぼる。御供田の管理も平安時代にさかのぼることは、天治元(一一二四)年番長宇佐保俊が、神供解怠により御供田作人の免田を停止するよう国司に申請していることから知られる<sup>13)</sup>。しかし大宮司が全くこれに關与しなかったのではない。正平十三(一一三五八)年には、小野莊正御供米及び厨家米の不足分の補填について、大宮司(宮成公唐)が番長に指示を与えている。<sup>14)</sup>(3)は永弘氏が下宮の管理者であった

ことで当然である。(4)は(1)・(2)と關連して後にとりあげる。(5)御供田を現地で実際に管理する者が取納使である。その名称より見て正御供米の徴収を主要任務としたものであろう。この条々事書案がつくられた当時は、岩崎莊では(15)のごとく橋津掃部助がつとめていた。そして(16)でわかるように彼は次にのべる部主(戸主)の一人であった。他に取納使がわかるものには、正平十三年当時の小野莊の取納使直秀がある。(6)・(7)・(8)・(9)の四項は正御供田としての兩莊の性格を示す最も重要な点である。一括して要約すると、(6)名田の進退者が部主であり、(7)一名から八反三十代を本田(正御供田)とし、残り(余地)は部主の相拘地とし、本田が失なわれた時はまずこの分をもって補填し、(8)もし本田・余地とも失なわれるような場合は、御供田近辺の田地をもって御供田にたてるのが例である。そうして(9)本田部分分は御駟士という神人が耕作して御供米を社納し、駟士はさらに当社に出仕する、というのである。(6)の「部主」は他の史料では「戸主」ともかかれ、戸主＝名主と考えてよい。それが「戸主」といわれたのは、やはりこの地が封戸に源流をもつものであったからであろう。次に(7)によって、

均等年貢が課されたのは名そのものではなく、その中の一部が均等田として立用されたものであったことが判明するわけだが、ここで八段三十代とあるのは小野荘の場合にはそのままではまるが、岩崎荘については問題がある。文明十六（一四八四）年の檢注帳<sup>⑦</sup>によると、「宇佐宮正供田岩崎庄六名惣田數四町五段三十代」とあり、一名あたりの面積は七反三十代となる。一方小野荘については同帳にも「十式名田數十町三反十代」とあるから、一名あたり正しく八反三十代となる。この間の事情は今のところ説明できない。ところで(8)(9)はその正御供田が失地となった時の補充についてその原則を述べたものだが、現実にはどの程度失地となり、それはどう処理されたのであろうか。第三表に見られるように正平二十一年の損分はかなり大きいものであった。またさきの文明十六年の檢注帳によると、この年は岩崎荘が「四町五反三十代定御供米十二石五斗」のうち、年々河成田地分が一町四反余でその分米四石、残得數三町九反三十代分米七石五斗、小野荘が、十町三反十代中年々河成田地が六町余で分米五石七斗、兩荘併せると不足分が九石七斗余であった。小野荘については定供米高も得田の

分米高も記されていないので、その収納率は分らないが、いづれにせよその立地条件からみても、川成その他の事態により、毎年相当の正御供田が失地となったことは事実とせねばなるまい。その際の処置例として、正平十三年の小野荘の場合をみよう。この年小野荘は菊池肥前守の代官が所務をし、作毛点定、蒔田などを行なったため、地下の戸主・駆士等が社納分不足について愁訴をした。これについて大宮司宮成公居は番長に対して、御供米分は収納使直秀の得分をもって立入れ、厨家米については厨家別当盛勝に、「余土貢」つまり「余地」分の年貢をもって社納するようにすることを指示している<sup>⑧</sup>。御供米の不足の処理方法は、さきの条々事書の示すところとややことなるようであるが、実際は岩崎荘の収納使が戸主の一人であったように、収納使も「余地」をかかえていたと考えられるので、条々事書の原則是この場合も決して当らないわけではない。厨米については次にのべるが、この不足分の処置はまさに条々事書の示すところと同じである。また、明応十年、小野荘の十二名が連署して、社納米の懈怠なきことの請文を出しているが、それには、正供田失地河成のため、「 戸主 」より

以後地内「半□立」てたと記されているから、条々事書の示すところは事実であり、まさに「先例」「社例」であったとすることができよう。

しからは何故このようなことが可能であったのだろうか。それを説明するためには、第一に正供田の耕作者である駈士と、正供田と「余地」(後地)を合せたものの名主である部(戸)主との関係、第二に名と「近所之田地」との関係、この二つを究明せねばならない。まず第一の点だが、両者ははたして同一人であったのだろうか。同一人だとすれば前記のごとき補充関係は当然のこととなるのだが、前掲条々事書では、部主役は(6)のように収納使をふくめて三人しかあげられていず、(これは岩崎莊のみ)、六名を三人で有していたことになる。駈士は神人として出仕せねばならぬのであるから、これが部主の教に応じて三人となるとは考えがたい。また彼等三人の名前の上からも農民とは考えがたい。このように条々事書によるかぎりでは、部主と駈士は同一人とは考えにくい。延徳二(一四九〇)年のものと推定されている番長大夫永弘重幸目安案には次のように記されている。

抑当社正御供田□問事、代々番長預申祈所にて候、手紙  
□、□事者一名田数八反卅代、惣司事者□本役にて  
候、地下成敗者、収納と申候て□より役所へ各しんたい之  
役所者、□と申候て、是又先祖より役所にて候、彼名作人へ御  
くしと申候て、当社神人にて候、彼八反卅代之内よりくりやけ  
米と申候て、二反のそき候米へ、これも御神事料米にて候、(傍  
線は工藤)

鬨字が多く必ずしも十分理解しうるといえないが、「収納」(使)と「御くし」(駈士)との間の傍線の部分は、当然部(戸)主について記したものと判断される。したがって傍線部分の「各」は名の誤字、□は部(戸)主であろう。とするとここでも部(戸)主と駈士は明らかに区別されているといわねばならない。しからは戸主と駈士の関係はどうか。さきにもふれた明応十年の小野莊の十二名が、連署して社納米の懈怠なきことを誓った請文には、正供田失地については戸主が「後地」から補充することを述べたあと、もし無沙汰があれば「御駈任職」を改易されてもよいと記している。すなわち駈士は一応は戸主の進止下にあったといえる。しかしながら駈士は決して戸主に完全に支配される存在でなく、その耕作する田も正御供田のみではなかった。小



野荘の初見史料で、これもさきにふれた建武四年の小野荘吉成名駆士安弘申状案によると、吉成名駆士□原安弘は、吉成名内の他人知行の所々を本名に糺返されるように乞うたが、その中で「御田後地は他人知行を停止され、駆士らが耕作するところである」と述べている。政所検校もこの訴えを認め、「御田後地」は駆士が重役であるから、糺返せられるのは先規であるとして、安弘の領掌をみとめていゝる。そこにはかなりの自立性をもった駆士の姿を見ることができ<sup>②</sup>る。

また本節の最初にのべたように正平二十一年の岩崎荘の一名の基準賦課量は、御供米・厨屋米・祭料・行稻あわせで六石三斗九升である。これをさきに推定した岩崎荘の正供田七反三十代で除すると、反当八斗四升となる。このほかに駆士には神人として社頭出仕の義務がある。このような駆士の負担は、正供田のみの耕作によって果されるにはあまり過重である。その「重役」を果す代償として、岩崎荘でも当然「余地」「後地」の耕作がみとめられていたと判断される。

以上の考察によって、戸主は給主的性格をもっているこ

と、駆士は戸主の名田全体の耕作者であつて、戸主の一応の規制下にあるとはいへ、決して下人的存在ではない。正御供米の納入面についていえば、両者はむしろ連帯責任を負うものというべきであらう。ほぼこのようなことが明らかになつたと思ふ。

次に第二の名と「近所之田地」との関係である。岩崎荘については荘田全体の面積がわからないが、小野荘は三十六町であつた<sup>③</sup>。この中で十町三反十代が正供田であつたわけである。したがつて一つの問題は、「近所之田地」が荘内の名田以外の田地であつたのか、あるいは荘田は全て名田であり、「近所之田地」は荘外の田地であつたのかといふことである。この点を明瞭に示す史料はなく、断定を下すわけにはいかないが、私はむしろ後者の可能性が強いと考へている。その理由としては、両荘とも畠地や在家に関する史料が全くなく、またいわゆる除田についての記載も皆無であるところから、荘自体が正御供米等の神事用現米のみの収取を目的として立荘され、かつ編成されたものと考えられるからである。すなわちすでに荘として成立していたものの中に名が編成され、正御供田が立用されたのではな

く、それは同時になされたもの、したがって単に正御供田の  
定立が一定の基準による作為であるのみならず、名や荘の  
成立自体もやはりそれと平行する政治的産物であったと思  
われるのである。小野荘の面積が三十六町であり、名が十二  
名であって平均一名がちょうど三町となることも、このよ  
うに考えれば合理的に説明できよう。もしそうだとすれば、  
いよいよ正御供田をふくむ名と「近所之田地」の補充関係  
が問題となるわけである。そしてそれは以上のような、目  
的で立荘することが可能であった理由如何ということでも  
ある。その説明は、兩荘が夫々郷全体(五十戸)が封戸であ  
った封戸郷と来繩郷の内であったことから可能であろう。

封戸の荘園化についてはすでに先学の究明されたところ  
であるが、寛平元(八八九)年十二月二十六日の日付のある  
宇佐八幡宮行事例定文の中に、封郷は他の本田治田とともに  
不輸租とし、国使入勘を停止することを定めている。こ  
うして平安後期には封郷も全体として事実上荘園化してい  
たと考えられる。このように、兩荘のある封戸郷・来繩郷  
が、全体として事実上宇佐宮の荘園化しているとすると、  
正御供米の補充が、荘外の「近所之田地」にまで拡大され

ることもあえて異とするに足りない。とすると残る問題は、  
兩荘成立は如何なる意味をもち、なにゆえになされねばな  
らなかつたかということである。この点なお後考にまつべ  
きところが多いが、一応の考えをのべれば、私はそれは正  
御供田を定免化(固定化)し、それを連帯して保障するもの  
として「戸主」「墾土」を定めて、名田の保有と耕作とい  
う特権を付与したものであったと思う。

正御供米は勿論兩荘の成立以前から最も重要な神用米で  
あった。それが具体的にどこから收取されていたかはわか  
らないが、十郷つまり封郷の中から收取されたことはたし  
かであろう。ただそれが、十郷全体の役であったかどうか  
は不明で、兩荘成立以前にすでに封戸・来繩兩郷の役にな  
っていた可能性もある。中世末の史料には「小野庄三十六  
町事、御罪抄以来、為澳齋清浄地……」とある。いづれに  
してもそれが浮免の形態をとって賦課されていたことは、  
さきにふれた天治元年の番長宇佐保俊の解状に見えるよう  
に、それは「募免田」り、「申請要名」けるという方法で  
なされていることから明らかである。そうしてこの解状が  
国裁を乞うたのもこれが半不輸の免田であったからと判断

される。勿論かかる状況がそのまま鎌倉末まで続いていたかどうかは不明であるが、鎌倉中期以降になると、前節で指摘したような在地の地頭領主制の発展、そしてそれに伴う半不輸体制に不可欠の存在であった国衙機能の衰退によって、従来の浮免的なあり方では、確実な収取は困難となつて来たものと判断される。それに今一つ基底的条件として農民の耕作権の安定化をあげねばならぬ。鎌倉中期以後九州でも農民的土地所有の成立がすすみ、領主側としても農民の耕作権を保障して「神人」として固定化し、その上にたつて収取体制を編成する方が有利な生産力的情勢となつて来たものと思われるのである。かかる諸条件のもとにおいて、定免制による収取体制の再編組織化が要請されるにいたつたのではなからうか。

以上、長くなつたが、均等田体制の性格上最も重要な点である条々事書の(6)・(7)・(8)・(9)について検討した。(10)は御供米の外に正供田に八ヶ社祭米が課され、諸役所に下行されたことだが、第三表のように南北朝期も祭米が賦課されていたわけで、特に検討する必要はない。次に(11)・(12)それ(4)の厨家米収取の問題である。(11)によれば厨家米は高除

米で、神事の時饗膳や人料にするとあるが、第三表のようにこれも正御供田にかかる均等賦課であつた。前に引用した延徳二年の番長大夫永弘重幸目安案は、「彼八反三十代之内よりくりやけ米と申候て、二反のそき候米ハ、これも御神事新ニて候」とある。これはどういう意味であろうか。厨家米の負担分として、正供田の中二反をさきあてることがたてまえになつていたのであろうか。おそらくそうではないと思う。もしそうであつたなら条々事書にもそのような記載があつてしかるべきであらうし、もともと正御供田のなかにふくめること自体不合理で、はじめから一名について二反ずつを厨家米所出田として定めた方がはるかにすつきりしたはずである。やはり厨家米が正御供田への賦課分として存在したことには、それなりの意味があつたはずである。

すなわちそれは本来正御供田に対する付加税的性格をもつものであつたと判断する。第三表に見える祭料・行稻も同様であつたらう。そうすると、さきの「二反のそき候米」という意味は、どういうことになるのだろうか。私はおそらく二反分の収獲に相当する分を、厨家米にのぞきあてるという意味であると思う。本節のはじめにのべたよ

うに、岩崎荘の場合厨家米の規定量は、五十束・分米二石五斗であった。これはほぼ当時の反当収量で二反分に相当する。さきに第三表(B)欄の「得田」が、実は正御供米を収獲相当の面積で示したものでなかつたかと推定したが、

この場合もそのような意味にとるべきものと考ええる。したがって「二反のそき候」といつても、現実には正御供田の中に二反の特殊な田が指定されたわけでは勿論ないし、浮免の形で存在したわけでもないと思う。そして現実には二反の収獲相当分が優先的に控除されたのでもない。第三表にみられるごとく、正平二十一年の岩崎荘の規準賦課量に対する種目別収納率は、正御供米が約八七%、厨家米七四%、祭料五〇%、行稻二二%であり、あくまで正御供米が優先するのであって、厨家米以下は付加税的性格のものであった。ただ次のようなことは考えうるであろう。条々事書の(4)と(9)に記されているように、厨家米の収取は「中古以来」大宮司宮成家が掌どるにいたっていた。これに対し番長永弘氏は、しきりにその回復を希望して運動していたが、容易に果せない状態であった。大宮司としての宮成家の勢力の強大化によって、宮成氏の所管となった厨家米の収取

が、中世末には本来の付加税的な位置から、正御供米とならぶような比重をもつものとなったことはありえないことではなからう。「二反のそき候米」というのはそのようになった段階の状況を指していったのかもしれない。

(9)・(4)は中世末の大友氏および大内氏の進出によって、両荘とも正御供田が失地となっている状態を示すものであり、(9)以下もそれと関連するものであって、これらについては、均等名体制の成立と構造を論ずる本稿の対象とするところではないので詳説しない。

以上、中世末の宇佐宮正供田条々事書案をてがかりとして、岩崎・小野両荘の均等賦課体制の構造と性格を追及した。それは要約すれば大略次のごとくなるであろう。

(一) 両荘の成立は鎌倉末期ないし建武初年と推定され、本来封郷に浮免形態で課されていた正御供米を、在地領主制の発展と国衙の衰退、それに基本的には農民の安定的耕作権をみとめることを有利とする情勢に規定されて、宇佐宮に隣接する封郷である封戸郷と来繩郷内の岩崎・小野の両地域に定免化し、その負担者を定めることによって荘号を称することになったと考えられる。

(二) 両荘の一見均等名体制とも見える均等な正御供田は、正御供米を中心とする神用現米のみの均等賦課を目的とするものであった。

(三) その均等な正御供田は、即均等名なのではなく、それぞれの名内の一部をさき立てたものであった。

(四) もし正御供田が失地となった時は、「余地」または「後地」とよばれた正御供田以外の名内の田地をもって補充した。名田自身が均等であったかどうかは確認はできないが、そうであった可能性が大きい。

(五) 名田をもって補充してなお不足する時は、「近所之田地」をもって補充した。そのようなことが可能であったのは、封戸郷・来繩郷全体が本来全体として封郷であり、事実上荘園化していたからである。

(六) 正御供田の耕作義務をもつものは、駆士と称する神人であったが、彼等は社頭への出仕も行ない、その負担はきわめて大きかったので、その代償として正御供田のほか、その所属する名田すなわち「後地」の耕作を保障されていた。

(七) しかし駆士は名主ではなく、先祖相伝の役所として

名を進退するものは、部（戸）主といわれ、いわば給主的性質をもつものであった。したがって部（戸）主は、いくつもの名の部（戸）主でありえたのである。そうして彼等は、

その関係する名の正御供米以下の納入の責任者であった。駆士は一応はこの部（戸）主の進止下にあったが、決して彼等は下人・所従的なものではなく、神人としては宇佐宮に直接つながり、名田の耕作を保障された、かなり自立性の高い、経営面からいえば事実上百姓名の名主に相当するような農民であった。

(八) 以上の諸点よりみて、均等正御供田の成立は、名や荘の成立におくれるのではなく、それらは同時点において、正御供米收取の再編成として成立して来た一連のものであり、全体として政治的に編成されたきわめて作為性の強いものであったと考えられる。両荘が田地のみの単純な構成をとっていることも、正御供田・名・荘の三者が初見史料において同時に見出され、しかもそのいずれか一つも、それ以前の史料には出現しないのもそれを裏書するものである。

(九) したがってこの均等名編成は、水田荘や田染荘示永

名の場合のように、鎌倉末期まで九州地方の一般的な取組構造であった在家役賦課の体制とは直接むすびつくものではない。ただ正御供田および「後地」をあくめた三町程度の名体制がつくられる条件として、有力農民による田地耕作権の安定的確立という一般的状況は当然確認されるべきである。鎌倉最末期という時点で、この体制が作られたことも、単に外的条件による定免化の必要ということだけでなく、生産構造のあり方自体の中に、それを有利とする条件が生れていたからにほかならない。

(4) かくてこの体制は、とくに(4)で述べた部(戸主)と駆士の性格、および両者の関係や、それが在家支配と無関係である点など、熱田氏によって明らかにされた高野山領の紀伊国諸荘の南北朝期における支配の再編成である、いわゆる「分田」支配と相似た性格をもつものといえよう。そうして名の耕作者である駆士の土地所有権を、名目的にもみとめるのではなく、名目的には、給主的性格をもつ部(戸)主をもつて名主に相当させるといふ形で、あくまでも農民の土地所有権を法的にはみとめない体制であった点、やはりその性格は反動的なものとせねばならない。

- ① 永弘文書(一) 三六四号。
- ② 正平十二年九月岩崎正御供田檢見注進状案(永弘文書(一) 三三八号)。
- ③ 基輩量の上でも中世末になると減ぜられ、岩崎荘も小野荘も十二石五斗ずつになっていたようである(文明十六年十月日宇佐宮正供田岩崎荘等檢注狀―永弘文書(一)『大分県史料』(4)一〇九八号、年月日未詳御供田供米錢注文、同五九八号)。
- ④ 長祿二年五月廿二日 宇佐宮年中供米葉免注文(到津文書(一) 二四五号)。
- ⑤ (年未詳九月) 宇佐宮正供田条々事書案(同右 二八五号)。
- ⑥ 建武四年九月 日 小野荘吉成名驅士安弘申状案(同右 一三七号)。
- ⑦ 本節註②文書。
- ⑧ 正しくは「八幡宇佐宮御神領大鏡」と称し、その成立は建久五〜七年の頃、宇佐大宮司宇佐公房の編纂にかかるといわれている(到津文書(一)『大分県史料』④一四六八号、中野幡能氏解説による)。
- ⑨ 明応十年三月四日 小野荘吉成名等連署請文(永弘文書(一)『大分県史料』(5)一三四四号)、なおこの文書を『大分県史料』では岩崎荘のものとしてされているが、明らかに誤りである。
- ⑩ 正平十八年正月十八日 番長永弘重輔注進状案(永弘文書(一)三五五号)の端裏に「高田御玉小野庄十二名次第」とある。
- ⑪ (天正七年) 四月廿八日宇佐宮一社中目安状写(到津文書(一)四三七号)に、「当社御宝珠地小野庄十二名・岩崎庄六名……」とある。
- ⑫ 中野幡能氏の永弘文書に対する解説による(『大分県史料』(3))。
- ⑬ 天治元年五月十九日 番長宇佐保俊解状案(永弘文書(一) 二号)。
- ⑭ 正平十三年正月十三日 宇佐大宮司公磨御教書案(同右 三三三九号)。
- ⑮ この条々事書の(4)取納使役事(6)部主役事は小野荘・岩崎荘の区別は記していないが、(4)「岩崎庄事」の中の「取納使并部主注進上候」をうけるものと解される。取納使の姓橋津は岩崎に隣接する地名で、その地を根拠にしていた者であろう。

⑩ 本節註⑨文書。

- ⑬ 本節註③文書。  
 ⑭ 正平十一年八月十七日 宇佐宮大宮司公居家御教書案 同年九月十九日 同（永弘文書一）三三〇・三三三号）。
- ⑮ 本節註④文書。  
 ⑯ 本節註⑤文書。  
 ⑰ 永弘文書（一）二二二号。  
 ⑱ 宝徳元年にも小野荘の匠士等は「各々訴訟」をもつて、当作風毛による扶持を要請してしている（宝徳元年九月廿九日明本書状―永弘文書（一）七二八号）。
- ⑲（年未詳）七月某書状・同九月祝宮増書状（永弘文書（一）八七一・八七二号）いずれも長祿の頃のものかと思われる。また天正十五年六月三日大宮司宮成公基所領坪付（宮成文書―『大分県史料』④―一三二号）にも三十六町とある。この面積は形式的には一貫して変化なかったものと思われる。
- ⑳ 竹内理三「講座日本荘園史」第十四講（『日本歴史』一二〇号）。
- ㉑ 『平安遺文』第九卷四五四九号、但しこれ以後完全に全ての封卿や治田が不輸不入化されたわけではなく、多く半不輸の状況であったらしい。註⑬の文書によると、番長は御供米懈怠の免田作人を停止するよう園衛に申し入れているが、これも半不輸であったからである。しかし時代が下るにしたがって不輸の方向を強めてゆき、鎌倉後期の兩荘成立時以降はおそらく園衛の機能も劣え、事実上、対園衛関係においては不輸の状態になっていったと思われる。
- ㉒ 本節註③祝宮増書状。

### むすびにかえて

以上みてきたように、三つの均等名体制は、そのおかれた諸条件によって、それぞれにかなりの独自の特徴をもつ

ていた。それらの点に九州の百姓名体制全般につながる重要な問題も多くふくまれている。水田荘南島の場合に指摘した村落の二重構造の固定化の歴史的意義、それにこれは糸永名の場合にも共通していたことだが、これが、九州地方で長い間収取の基幹の形態であった在家役収取の体制を前提とし、それに規定されていたことなどに重要な点である。しかしそれらについては各節において要約を加えておいたので、くり返すことはさげ、ここでは九州における均等名体制について、総括的にその歴史的評価なり位置づけなりをおこなってむすびにかえたい。

いずれのケースにおいても、その成立が、十四世紀の、一般的にいって荘園制の解体が決定的となり、商品流通・貨幣経済の浸透が顕著となる段階であったこと、荘園領主による支配の再編成にせよ、在地領主による新たな支配の確立にせよ、いずれも強力な在地把握をめざす一定の政治的目的をもって編成されたものであったこと、この二点は共通の特質として指摘することができる。とくに第一の点についていえば、これが従来から指摘されているように、農民の田地との結びつきの強化、田地の生産力の向上にもと

づく在家役の田率化を契機に、収取の均分化を図るべく保有田の調整が行なわれたものとすることは、一般的に①いて妥当であると思われる。だがこれではあまりに一般論にすぎよう。均等名体制の成立は決して普遍的にみられたのではなく、むしろそれ自体特殊なケースであり、特殊な政治的産物であった。したがってそれは、鎌倉中末期にいたり逢着するにいたった荘園制の矛盾の一つの解決形態として位置づけられなければならない。その点私がいままで行なって来た研究を参考に、一応の図式化を試みておきたい。

一般的傾向として、鎌倉中末期の荘園領主の支配は、在地領主制の発展によっていよいよ困難となっていたわけであるが、それに対する荘園領主側の対応は、社会的・経済的諸条件、また政治的諸条件によってきわめて多様であった。まず中央権門が荘務権をもっていたいわゆる遠隔地荘園では、特殊な場合をのぞき、一般的に②いて在地領主の請負化がすすんで、荘園領主は寄生化の傾向をたどり、鎌倉幕府法秩序の解体の中で事実上退転をとげてゆく。撰闕家（乗院）領島津荘の場合などはその典型である。③次に地方社寺領の場合であるが、九州地方では宇佐宮および大宰

府天満宮安楽寺等をのぞく国の一宮や郡社の所領は、殆んどが半不輸の免田所領であり、国郡衙の機能によってその収取が保障されていた。したがってこのような地方社寺領では、国衙機構の衰退は同時に所領の維持困難をもたらし、その克服のため、社家自らが及びうる局限された地域で、下地進止権をとまなう一円所領の実力による確保に向う。

肥前国一宮の河上神社領、同じく肥前国杵島郡の郡鎮守武雄神社領の場合などがその代表的ケースである。④

次に全九州の規模をもつ宇佐宮領や大宰府天満宮領でも、半不輸領の場合や、遠隔の所領の場合は前二者とほぼ似た事情が想定されるが、膝下の一円所領中重要なものに対しては、それだけにむしろこれを一所懸命の地として確保すべく、集中的努力を傾注し、支配体制の再編成をはかった。水田荘の均等名体制はその代表的事例とされる。岩崎・小野両荘の均等名体制も、宇佐宮社家（番長）が、浮免的賦課形態から定免化によって一層明確な下地把握を果そうとしたもので、いわば水田荘の場合と河上・武雄社領の場合の両方の性格を併せもつものといえよう。一方田染荘系永名の場合は、それが在地領主側の支配体制として採用



されたものであったが、これも在地領主支配の独自の新しいものではなく、岩崎荘・小野荘などにみられる宇佐宮の膝下所領の支配体制に学んだものであったろう。

いずれにせよ、九州における均等名体制は、荘園支配が解体に向い、実力による下地支配が必要となり、しかも一方で農民的土地所有権が成熟しつつある段階に、それを可能とするような特殊な条件——強力な直接支配——をもった場合のみに成立しえたもので、しかも基本的には荘園制的編成方式であった。その意味で九州の均等名体制は、興福寺領の大和国諸荘や高野山領の紀伊国諸荘が、平安末・鎌倉初期と南北朝期の二つの段階で果したものを、併せもつものであったといえると思う。

均等名体制の評価は、今日中世史研究上重要な論点となっている二つの問題と派生的な関連をもつ。一つは最近大山喬平氏が、領主制の発展とは在地性の克服であるという領主制論のパイオニアである石田田正氏以来の通説に対し、逆に「日本の領主制が中世を通じて、より深く、より確実に在地に根をおろそうと努力しつづけた事実を重視」することを強調した。それは古代デスポティズムに刻印されて、領主制は公権への依存から出発せねばならなかったという、日本史の独自性を強調したも

のである。職の体系に依存した支配の克服として、より強固な下地支配が果されていくという基本的方向は、前述のごとく九州においても確認されるところである。均等名体制の成立もその一環であった。そのかぎりでも私も大山氏の提言に賛意を表するものであるが、重要なことは、「在地性」・「下地支配」の内容・実態をもつと明確にしてゆくことであると思う。とくに大山氏によって「在地性の中核部分をなす」とされた直営田経営の問題は、もっと具体化される必要がある。なぜなら、九州地方などでは、既述のごとく夫役をふくめた在家役の銭納化が鎌倉後期以降進行し、佃の名々への分割も進んでいたと考えられるからである。この点当然大山氏の指摘する領主支配における貨幣の重要性と関連して来る問題である。本稿で指摘したように、均等名体制の成立などで示される領主の「在地性」深化の時期が、商品経済・貨幣流通のかんりの発展がみられる段階であるということに、あらためて注目する必要がある。

いま一つは荘園制の性格についてである。均等名体制は渡辺澄夫氏によって荘園制の完成を示すものといわれて来た。また永原慶二氏も先進地帯の十二世紀における不輸不入化を表現した寄進地系荘園をもって荘園制の典型を示すものとされた。これに対し私はさきに、それはむしろ荘園制の変質として理解されるべきで、荘園制の本来の性格は、むしろ国衙機構等との相互補充的關係においてなりたっている段階にあることを主張した。本稿で究明した九州における均等名体制のあり方も、その

ような観点にたつて考える時、もつとも合理的に理解することができると思う。すなわち、荘園体制完成のパロメーターとされて来た不輸不入化あるいは定免化、さらには最も完成した荘園制的支配形態とされる均等名体制が、荘園体制ののぼり坂においてではなく、実は荘園制的支配の全般の解体の過程において実現されるのである。それは田染荘糸永名の場合が示しているように、在地領主の支配体制と同質化ですらあったのである。このような九州地方の鎌倉末～南北朝期の荘園支配の展開過程から見ても、貴族的領有の体制としての荘園制の本来のあり方は、職の体系によって相互に補充されるような、免田・半不輸・浮免・入り組みといった、一般には荘園制としては未熟なものとしてされているような段階にもとめるべきであると考えざるをえないのである。

九州の均等名については本稿でふれなかった事例もいくつかある。それは本稿が、均等名体制の成立と性格を、在家の進化といった経済史的観点からでなく、その政治的條件をもふくめて総合的に考察することを目的としたため、断片的史料しか存在しない場合は、あえてこれをとり上げなかったからである。しかし、これらのケースについても本稿の考察をふまえることによって、かなり正確な判断をくだしうるようになったと思うが、稿を改めることにした

い。なお、本稿自体究明の足りない点を多く残している。大方の御叱正をお願いする。

① 佐川弘「浮免についての一考察」『歴史学研究』三〇(一)号、佐川氏のこの論文は、鎌倉末以降における在家体制の再編成を、その結果名や門から除外されて成立した「浮免」について考察したもので、拙稿とはいわずにはらの関係にあるといえる。

② たとえば三聖寺領豊後国大野荘では天正年間まで領家年貢が寄進されている。これについては、拙稿「九州荘園研究上の二・三の問題」(『熊本史学』二六号)でふれた。最近飯田久雄氏が『大分県地方史』三八・三九・四〇合併号で詳述されていると聞いているが未見である。

③ 拙稿「遠隔地荘園の支配構造」『史林』四五卷一、二号)参照。

④ 拙稿「一宮社領免田の支配構造」『日本史研究』六七号、同「肥前国武雄社領の支配構造」(原田敏明先生古稀記念『國史論叢』所収)参照。

⑤ 「中世史研究の一視角」(『新しい歴史学のために』一〇九号)。

⑥ 前掲書および「公武権力と荘園制」(岩波講座『日本歴史』中世二)。

⑦ 「荘園制の歴史的位置」(『日本封建社会成立過程の研究』所収)。

⑧ 「荘園の性格」(『日本歴史』二〇〇号、後『日本史の問題点』に収録)。

〔付記〕 本稿の一部は昭和四〇年度西日本史学会春季大会(於九大)で発表した。その際有益な御教示を与えられた川添昭二氏に厚く御礼を申しあげたい。(一九六六・一)

(熊本大学助教授)

The Formation and Character of the *Kintômyô* 均等名  
System in *Kyûshû* 九州

by

Keiichi Kudo

This article is to explain synthetically the *Hyakushômyô* 百姓名 system of manor in *Kyûshû* 九州, especially the structure and character of the *Kintômyô* 均等名 system, not only as a problem of the evolution of *Zaike* 在家, but also in each political conditions. The three cases, *Mitanoshô* 水田莊 in the *Chikugo* 筑後 country, *Tazomenosho* 田染莊 in the *Bungo* 豊後 country, and *Iwasakinoshô* 岩崎莊 in the *Buzen* 豊前 country (and *Ononoshô* 小野莊) in the *Bungo* country), are treated in this articles as historical materials, which have each speciality with the certain related sources that lead to our considerable supposition of its circumstances of those days, except the fragmentary sources. Then, there were the two problems in the character of those *Kintômyô* system, the problems which consisted of the formation of the *Hyakushômyô* system in the advanced area in the 12th century and the reformation of rule as in the territory under the *Kôyasan* 高野山 and *Kôfukuji* 興福寺 in the period of *Nanbokuchô* 南北朝; it was never the *completion* of manorial government, but *reorganization*.

Historico-geographical Research on the *Ikeda* 池田 Manor  
under the Rule of the *Matsuo* 松尾 Shrine in the  
lower Basin of the *Tenryu* 天龍 River

by

Takeo Tanioka

The document registered in the 3rd year of *Kaô* 嘉応 (1171) about the *Ikeda* 池田 manor, under the rule of the *Matsuo* 松尾 Shrine, in the *Tôtômi* 遠江 province, was very important to know the origin of the dispersed settlements in Japan, as already pointed out by the late Dr. M. Fujita; but as this manor was situated on the flood plain in the lower part of the *Tenryu* 天龍 river, and suffered from frequent